



質問

パスポートの有効期限が1年を切りました。中国国内で書き換え手続きをしたいのですが、手順はどうしたらよいのでしょうか？また書き換え後はどこでどのような手続きをすればいいのでしょうか？留意することはあるのでしょうか？

パスポートは外国で身分を証明する唯一の手段と言ってよく、中国でいろいろな登記登録にパスポートが必要書類として要求されます。パスポートを書き換える、つまりパスポート番号が変わることは、これまで関係諸機関で行った登録事項に変更が生じるということになります。現在中国で居留許可を取得している方を前提に、以下に必要な手続きをご紹介します。

1. パスポート書き換え

まず中国国内での日本大使館・領事館でパスポートを書き換えの際、当該地を管轄する大使館/領事館へ「在留届」を出している場合はパスポートと写真を提出するだけでよいですが、「在留届」を出していない場合、日本から戸籍抄本を取り寄せる必要があります。

居住地による管轄大使館・領事館	
在中国日本大使館	北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区
在上海総領事館	上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省
在広州総領事館	広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区
在瀋陽総領事館	遼寧省（大連市を除く）、吉林省、黒龍江省
在重慶総領事館	重慶市、四川省、貴州省、雲南省
在大連出張駐在官事務所	大連市

在青島総領事館	山東省 ¹
---------	------------------

パスポート更新費用

10 年間有効のパスポート	1,070 元
5 年間有効のパスポート (12 歳以上)	730 元
5 年間有効のパスポート (12 歳未満)	400 元

2. 臨時宿泊登記 (境外人員臨時住宿登記単)²

手続き場所：お住まいを管轄する公安派出所にて手続きを行います。

必要な物：

- 新旧パスポート原本とコピー
- 住所地賃貸契約書原本
- 旧臨時宿泊登記表

費用：無料

所要期間：即日

住所に変更がなくとも、臨時宿泊登記表上のパスポート番号が変更になっていることから、新たに発行し直してもらう必要があります。

3. 就業証の書き換え

手続き場所：各地労働保障行政部門（上海市は上海市労働社会保障局外国人（台港澳人員）就業中心（吳淞路 258 号耀江發展中心）二階）

必要資料：

- 就業証
- 新パスポート原本とコピー
- 変更に関する申請書（様式は特にありませんが、A4 用紙に変更の内容を記し、使用単位の会社印を捺印）
- 《国外人員就業手続きユーザーカード》

➤ 費用：無料

所要期間：3 営業日

4. 居留許可

¹ 在青島領事館での旅券業務（パスポートの更新、増補）及び証明事務（在留証明ほか）は、2009 年 5 月の連休以降、また査証（ビザ）事務は 6 月以降を目途に取り扱い開始予定とのことです。それまでに申請などが必要な場合は、従前どおり北京の在中國大使館領事部を利用してください。

² 08 年 10 月 1 日より、上海市出入国管理局では外国人のビザ申請及び各種居留許可業務（申請・延長・変更含む）にはいずれも「臨時宿泊登記表」原本とコピーを提出することが義務づけられています。また在上海日本国総領事館のウェブサイトでのお知らせによりますと、臨時宿泊登記表がピンクや黄色の旧タイプである場合、再度届出を行うこととされております。ご注意ください。

手続き場所：各地出入国管理局（上海市は上海市出入国管理局（民生路 1500 号））

必要資料：

- 新旧パスポート原本とコピー
- 変更に関する申請書（様式は特にありませんが、A4 用紙に変更の内容を記し、使用単位の会社印を捺印）
- 《外国人ビザ、居留許可申請表》と写真 2 枚³

所要期間：6 営業日

5. その他

① 銀行の通帳、カード

中国国内で銀行口座を開設する際にパスポートの提示を求められますが、パスポートに書かれた番号は銀行の個人情報にも登録されており、署名のみならず番号も確認されています。

そのため銀行データベースに登録されているパスポート情報を変更する必要があります。書き換えをしないままだと、番号が違うために手続きができなくなります。

銀行によりますが、窓口新旧パスポート原本と通帳を持って変更の手続きを行ってください。

② 出国

中国国内の日本領事館でパスポートの書き換えを行った場合、出国の際には前回の入国日の確認のため、旧パスポートを持って出国するのが無難です。

以 上

³ パスポート番号変更のみの場合、不要とされることが多いです。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。